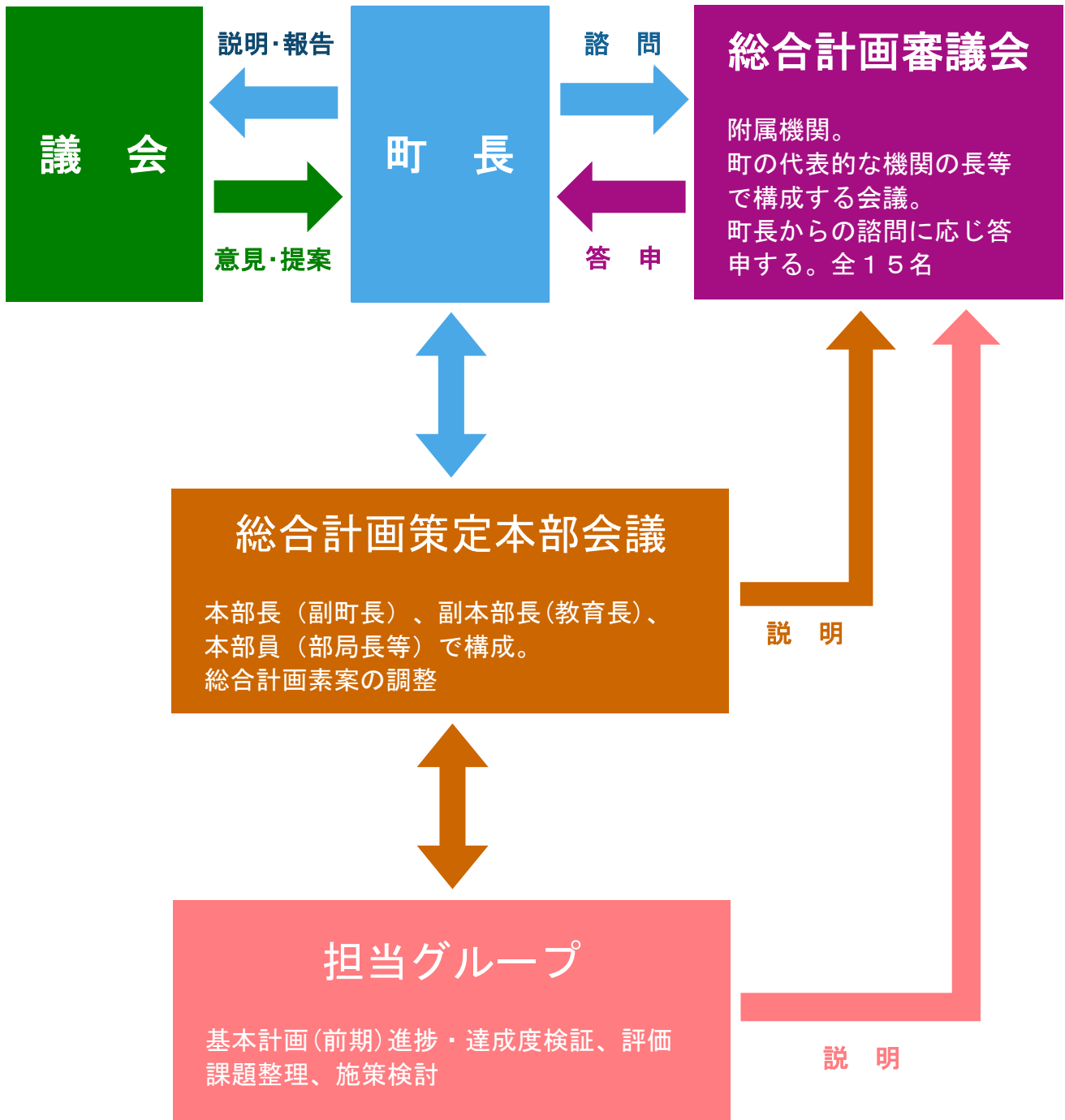


資料編

1 組織体制図



2 条例・規程・要綱

第6期美幌町総合計画策定要綱

(平成26年5月16日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、美幌町自治基本条例（平成23年美幌町条例第8号）第36条の規定に基づき、平成28年度を初年度とする第6期美幌町総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 第6期美幌町総合計画は、基本構想及び基本計画をもって構成し、付帯資料として実施計画を備える。

2 基本構想、基本計画及び実施計画の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 基本構想 将来に向けての地域づくりの基本理念と目指すべき将来像を示し、それを実現するための政策の大綱を定めたものであり、基本計画及び実施計画の基礎となるものをいう。

(2) 基本計画 基本構想で示された政策に基づき各部門ごとに実施する具体的な施策を示したもので、整合性及び網羅性を持った計画をいう。

(3) 実施計画 基本計画で示された施策の基本事業で構成された計画をいう。

(期間)

第3条 基本構想は、平成28年度を初年度として、平成38年度を最終年度とする。

2 基本計画は、前期、中期及び後期に分け、前期を3年計画、中期及び後期をそれぞれ4年計画とする。

3 実施計画は、3年計画とし、毎年見直しを行うローリング方式とする。

(町民参加)

第4条 行政は、第6期美幌町総合計画に広範な町民の意見を反映するため、町民アンケートの実施、町民会議の設置等、基本構想及び基本計画を策定する過程における町民参加を促進しなければならない。

(組織)

第5条 第6期美幌町総合計画の策定に際しては、次の各号に掲げる組織を設置する。

(1) 「びほろ」みらいまちづくり会議 町民及び行政で構成する会議で、総合計画の策定に係る基本的な事項を協議するもの

(2) 第6期美幌町総合計画策定本部会議 副町長、教育長及び部長(美幌町部設置条例(昭和42年美幌町条例第21号)第1条に規定する部の長をいう。)等で構成する会議で、総合計画の策定に係る基本方針等を協議するもの

(3) 美幌町総合計画審議会 美幌町附属機関に関する条例（平成25年美幌町条例第6号）別表に規定する会議で、町長の諮問に応じ、美幌町総合計画について審議し、又は意見を述べるもの

(議決)

第6条 基本構想にあつては、別に条例で定めるところにより、町議会の議決を経るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

美幌町附属機関に関する条例

(平成 25 年 3 月 19 日美幌町条例第 6 号)

(設置)

第 1 条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議等を行うものとする。

(組織及び構成)

第 3 条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員若干人を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

4 専門委員は、その専門の事項について学識経験を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

5 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解嘱されるものとする。

6 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了した時は、解嘱されるものとする。

(美幌町総合計画審議会の参与)

第 5 条 美幌町総合計画審議会に、必要に応じて参与若干人を置くことができる。

2 参与は、町長が委嘱する。

3 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長等)

第 7 条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

2 会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3 会長等は、当該附属機関の会務を総理する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第 8 条 会議は、会長等が招集する。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合又は新たに附属機関が設置された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 附属機関は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

(部会)

第 9 条 附属機関は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長等が指名する委員、臨時委員及び専門委員(以下この条において「委員等」という。)をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選によってこれを定める。
- 4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第10条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 附属機関の庶務は、それぞれ別表に掲げる主管部局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第12条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、条例で別に定める。

(美幌町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等)

第13条 美幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)は、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号。以下この条及び附則第11項において「情報公開条例」という。)第18条又は美幌町個人情報保護条例(平成17年美幌町条例第29号。以下この条及び附則第11項において「個人情報保護条例」という。)第34条の規定により諮問された不服申立事案を審査するため必要があると認めるときは、情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関(以下この条において「実施機関」という。)に対し、当該不服申立事案に係る公文書又は保有個人情報の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出された情報の公開を請求することができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、不服申立事案を審査するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立事案に関し、不服申立人、参加人又は実施機関(以下この条において「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知り得ている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 5 不服申立人等は、審査会に対して、口頭により意見を陳述し、又は意見書若しくは資料を提出することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 不服申立人等は、審査会が前項の規定による意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。
- 7 審査会の委員は、自己又はその親族からの不服申し立てに係る審査の議事に加わることはできない。
- 8 審査会は、情報公開条例第18条に規定する不服申立事案に係る答申をしたときは、その答申の内容を公表しなければならない。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【制定附則以下省略】

別表(第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第11条関係)【抜粋】

設置	附属機関名 (設置根拠法令及び関係条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織及び選任方法	主管部局
町長	美幌町総合計画審議会	・町長の諮問に応じ、美幌町総合計画及び国土利用美幌町計画について審議し意見を述べること	25人以内	・自治について識見を有する者	2年	会長 副会長 委員 ※委員の互選	総務部

美幌町総合計画策定本部会議設置規程

(平成30年10月1日美幌町訓令第1号)

(設置)

第1条 美幌町自治基本条例(平成23年美幌町条例第8号)第36条に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定に関する協議等を行うため、美幌町総合計画策定本部会議(以下「本部会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 本部会議は、副町長、教育長及び部長(美幌町部設置条例(昭和42年美幌町条例第21号)第1条に規定する部の長をいう。)、議世事務局長、教育委員会教育部長、病院事務長、会計管理者、美幌・津別広域事務組合事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長並びに総務部において総務及び財務に関することをそれぞれ担当する主幹で構成する。

2 前項に掲げる構成員のほか、必要に応じ関係する職員を出席させることができる。

(所掌事務)

第3条 本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想及び基本計画素案の協議及び決定
 - (2) 各種調査分析結果の協議及び確認
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関し必要な事案に係る協議、確認及び決定
- (本部長及び副本部長)

第4条 本部会議に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長を副町長とし、副本部長を教育長とする。

3 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長が本部長の職務を行う。

4 本部長及び副本部長とともに事故があるときは、総務部長が本部長の職務を行う。

(招集)

第5条 本部会議は、本部長が招集する。

(事務局)

第6条 本部会議に関する事務は、総務部まちづくりグループにおいて行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

3 美幌町総合計画審議会委員名簿

任期：平成30年11月16日～平成32年11月15日 (50音順・敬称略)

区分	氏名	所属団体	職名等
会長	森 暉 夫	美幌町社会福祉協議会	会長
副会長	平 田 美木男	美幌町自治会連合会	会長
委員	大 江 和 子	美幌町民生委員児童委員協議会	副会長
	大 野 江 二	公募	公募
	木 村 利 昭	公募	公募
	小 寺 敏 隆	美幌町森林組合	代表理事組合長
	白 石 さ よ	美幌消費者協会	会長
	清 野 俊 介	美幌町農業協同組合	専務理事
	田 中 克 彦	美幌医師会	会長
	中 川 寿 一	美幌商工会議所	副会頭
	真 木 加奈枝	公募	公募
	三 坂 重 弘	美幌観光物産協会	会長
	宮 田 博 行	美幌建設業協会	会長
	向 平 真 代	美幌町PTA連合会	会員
	奎 師 美和子	美幌町社会教育委員	副委員長

4 諮問・答申

諮 問

平成30年12月5日

美幌町総合計画審議会

会 長 森 暉 夫 様

美幌町長 土 谷 耕 治

第6期美幌町総合計画基本計画（中期）について（諮問）

本町では、平成28年4月からスタートした「第6期美幌町総合計画」の基本構想で示す将来像「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」の実現に向けて、各種施策・事業を進めてきました。

この第6期美幌町総合計画の「基本計画（前期）」が平成30年度をもって終了することから、町を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、基本構想に掲げた将来像を実現していくため、新たな4年間の美幌町総合計画基本計画（中期）について、美幌町附属機関に関する条例第2条の規定により、諮問いたします。

答 申

平成31年1月28日

美幌町長 土 谷 耕 治 様

美幌町総合計画審議会

会 長 森 暉 夫

第6期美幌町総合計画基本計画（中期）素案の答申について

平成30年12月5日付けで諮問のあった第6期美幌町総合計画基本計画(中期)素案について慎重に審議した結果、概ね妥当であると判断しますが、下記の意見を付した上で答申します。

なお、別添「参考意見」は、審議の過程において出た意見を取りまとめたものであり、施策の実施において参考としてください。

記

- 1 国内交流の推進については、前期の施策を継承し、引き続き観光と物産も兼ねた取組を推進していただきたい。
- 2 移住・定住の推進については、美幌町に移住された方のサポートも得ながら、積極的に取組んでいただきたい。
- 3 国が推進しているシェアリングエコノミーについて調査・検討し、町内に存在する遊休資産等を観光など様々な分野で利活用し、地域経済の活性化を推進していただきたい。
- 4 美幌高等学校の間口確保対策には、町内外の中学生へのPRも含めた取組みを進めていただきたい。

以上

参考意見

別 添

施策	区分	意見内容
1-1 町民との協働によるまちづくり	(3) コミュニティ活動の促進	③ 地域サポーターの活用によるコミュニティ活動支援 地域サポーター制度が機能していないため、サポーターに苦情を言って解決してもらいより、懇談会の席で解決した方が早い。その方がより実効的で効率的だということになれば、サポーター制度の必要性も含めた検討をしていただきたい。
	(10) 自衛隊美幌駐屯部隊の充実整備	① 美幌駐屯地の充実整備に向けた陳情・要望活動の推進 自衛隊は国防的な問題なので、施策は充実整備だけでなく、余分なものはいらない。美幌駐屯地の充実や存続だけで良い。
1-2 持続可能な行財政システムの確立	(1) 行政組織の活性化	② 職員の能力向上と能力、実績を重視した人事管理の推進 職員は、町の仕組みの理解や窓口対応の向上を図るために、民間研修の様に、民間のお金の動きの話等を聞く機会や、交流する機会を作り、視野を広げるようにしていただきたい。 役場は行きにくい雰囲気があり、近くまで行かないと顔も合わせてくれない。職員は、町民が行きやすい雰囲気作りに努めていただきたい。 行政運営について、町の情勢を見極めるといって体制を整備しておかないと、町は経済的にも色々な面で大変になるため、研修会等で勉強して、職員の能力向上を図っていただきたい。
		国際・国内交流は、何を求めるために交流をするのか。経済効果をどうやって上げるか等の具体策を検討していただきたい。
1-3 国際・国内交流の推進	全般	
	(3) 移住・定住の推進	① 移住・定住受け入れ体制の推進 美幌町に関係を持つ町外者を増やすために、まずは道内札幌の大学のサークル向けに、美幌町の施設を合宿で使用してもらい等の提案ができないか検討していただきたい。 二地域居住については、行政が空き土地の活用について、良い土地の情報を流すことが必要。 また、交通の利便性を踏まえて情報発信をすると非常に良く、行政も商工会議所も一緒に宣伝し、交流人口を増やせば良い。 移住体験住宅はいくらでも造れるのであって、空家対策と併せれば解決できるのではないかと。 また、移住体験住宅を年次的に1軒、2軒と増やしていく様な事業に取り組んでいただきたい。 「さらら」や「ぼぽぼ屋」の様ところに、移住者が集まり、意見交換や情報発信、移住希望者を案内し、美幌町の情報を伝えられる窓口を、役場だけではなく官民一体で作っていただきたい。 美幌町は女満別空港を利用すれば東京から2時間で来れるため、町内にセカンドハウスの様な住居を持つことも可能。1人でも定住に繋がれば良い。 関係人口の創出には、国内交流も含まれ、学生交流、一般社会人の交流から自治体職員の交流まで生まれる可能性がある。
1-8 消防・救急体制の強化	その他	緊急搬送時の事故予防として、北見市まで通っている国道39号線を早急に3車線化していただきたい。
2-2 高齢者福祉の充実	(4) 地域包括支援センターの機能充実	① 地機能的な充実と適正運営 高齢者の介護等に関する相談先が分からない人のために、地域包括支援センターの周知を強化していただきたい。
2-6 地域医療体制の充実	(1) 国民健康保険病院の充実	③ 施設・設備や医療機器の充実 来院する患者等の利便性を考慮した駐車場の整備を検討していただきたい。
3-1 雇用の拡大、安定	(3) 雇用、労働対策の推進	外国人労働者に関する国の動向も踏まえた雇用対策を考えることが必要。
3-2 農業の振興	(3) 新たな農業の展開	② I T ロボットの推進 農業分野におけるデータ通信は進んでおり、農村地区の光ファイバー整備を進めていただきたい。
	(4) 食の安全・安心対策の推進	② クリーン農業の推進 農業の生産工程管理の取り組みは大事であるが、全員がGAPを取得することは不可能に近く、GAPに準じた生産工程を目指すという流れの変化を認識していただきたい。

施策	区分	意見内容
3-5 商工業の振興	(1) 経営基盤の強化、経営の近代化	③ 既存企業の振興促進 観光に力を入れていく部分では、宿泊業とも密接であり、店舗リフォームの拡大版みたいな形で、宿泊業に特化した補助制度などの検討をしていただきたい。
3-6 観光の振興	(2) 既存施設や観光資源の保全、有効活用	① 既存施設等の利用促進 白禪並木は、地域の財産の一つとして、同意を求めつつ上手く活用していただきたい。
	(3) 観光情報の提供、サービスの向上	④ 宿泊施設の誘致 企業誘致は簡単なことではないが、美幌の喫緊の課題は宿泊業であり、商工会議所、役場が一体で動くことが必要。 宿泊事業者も混ぜた中で、その考えを聞いた上で行政と商工会議所によるバックアップ体制も必要。
3-7 地域特産品の振興	(2) 地域特産品のPR・販売	① 地場産品等の販路拡大 販路の拡大がこれ以上困難なことは理解できるが、イベントでの出展をすればいいのではなく、例えば札幌美幌会へPRするなど、実績が伴う方法の検討をしていただきたい。
		② 物産展・物産関連イベントの参加促進 オータムフェストの手伝いをしているが、事前のPR不足を感じるため、積極的なPR活動をしていただきたい。
		③ 地域特産品の認知度の向上 ふるさと納税の返礼品に地場産品の活用に併せてPRも拡大していただきたい。 町ぐるみで地場産品のPRに繋がる取り組みを、関係団体と連携して強化していただきたい。
4-6 住宅環境の整備	(3) 空き家対策	① 空家等に関する施策の総合的かつ計画的な実施 放置空家の増加によって、将来的に行政代執行とならないように、また土地の流動化を進めるためにも、空家の取り壊しについて経費を掛けてでも推進していただきたい。
5-1 幼稚園、学校教育の充実	(5) 高等学校教育の充実	① 間口確保や教育施設・設備の充実 美幌高校の間口確保対策では、町がバックアップしないと生徒は残らない。
5-2 生涯学習の充実	(2) 生涯学習施設の整備	その他 町民会館に、常時でなくてもしゃきつとプラザの「えくぼ」の様な喫茶の活用を検討していただきたい。
	(4) 図書館、読書活動の充実	① 図書館の増改築の検討 図書館の蔵書がかなり一杯のため、博物館の収蔵物と一緒に保管できるような建物が必要。
	(5) 博物館の充実	④ 博物館施設周辺の整備 博物館の収蔵庫は、1カ所に集約できる場所が良く、旧美中まで運ぶのも大変であり、博物館の近くにしていきたい。 博物館の入り口のところに屋根の設置を検討していただきたい。 野外音楽ホールにもなり、利便性が良くなる。博物館という意味に欠けるかもしれないが、そこに人が集まれば、博物館に対する認識も高くなる。
5-4 芸術、文化の振興	(1) 芸術文化活動の促進	① 芸術や文化活動団体の育成、援助 文化連盟が、若い人が活動する文化振興団体等へ、サポートする体制整備を検討していただきたい。
5-5 スポーツの振興	(1) 生涯スポーツの振興	① スポーツ振興の充実 特定のスポーツ施設（パークゴルフ場）を利用する際に、75歳以上の高齢者には割引があるが、他の施設を利用する高齢者には割引がないので、町として統一をしていただきたい。
	(2) スポーツ施設の整備、活用	③ パークゴルフ場整備の推進 施設（パークゴルフ場）の維持管理について、町民からあまり評価されていない様に見受けられるため、誰もが利用しやすい環境整備に努めていただきたい。
その他		ふるさと納税による寄附金の活用方法など、成功事例はたくさんある。先進事例となれば視察団が来て、観光だとかにも繋がる。何か仕掛けることを検討されたい。 美幌を思う人は全国にいる。その人たちとの繋がりや地場産品の活用など、ふるさと納税の拡大は、町の取り組みによってもっとできることはある。

5 策定経過

- 平成30年 7月 3日 第3回政策会議 「総合計画基本計画（中期）策定について(協議)」
- 7月 6日 第6期美幌町総合計画見直しに係る中・高生アンケート（～7月27日まで）
- 7月19日 美幌町民まちづくりアンケート調査（～8月6日まで）
- 10月 9日 第1回美幌町総合計画策定本部会議
- 11月 1日 第2回美幌町総合計画策定本部会議
第6期美幌町総合計画基本計画（中期）素案について町長から審議会へ諮問
- 11月16日 第1回美幌町総合計画審議会
- 11月20日 第3回美幌町総合計画策定本部会議
- 12月 5日 第2回美幌町総合計画審議会
- 12月10日 第3回美幌町総合計画審議会
- 12月18日 第4回美幌町総合計画審議会
- 平成31年 1月 9日 第5回美幌町総合計画審議会
- 1月28日 第6回美幌町総合計画審議会
町長へ第6期美幌町総合計画基本計画（中期）素案の答申
- 1月29日 第4回美幌町総合計画策定本部会議
- 1月30日 美幌町議会全員協議会に報告
- 2月 4日 第6期美幌町総合計画基本計画(中期)(案)に対するパブリックコメント実施
（～3月5日）
- 3月 第6期美幌町総合計画基本計画（中期）決定

6 計画策定にあたっての町民参加の経過

1 アンケート調査

①まちづくりアンケート（H30.7実施）

18歳以上の町民の方から2,000人を無作為抽出

回答数 605人／2,000人 30.25%

②中高生アンケート（H30.7実施）

美幌中学校、美幌北中学校、美幌高等学校、各2年生を対象

中学生) 回答数 156人／165人 94.55%

高校生) 回答数 82人／87人 94.25%

2 パブリックコメント

「第6期美幌町総合計画基本計画（中期）(案)」に対し、パブリックコメント手続きを実施

・平成31年2月4日（月）～平成31年3月5日(火)

・1件4項目の意見



第6期美幌町総合計画基本計画(中期)

【2019～2022】

平成31年3月

美幌町総務部まちづくりグループ政策担当

〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地

TEL 0152-73-1111

<http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/>
